令和７年度　社会福祉法人報徳福祉会　老人福祉施設事業計画

１．理念・具体的活動

＊共通理念

社会福祉法人の存在意義を念頭において、御利用者や地域への貢献を実践する。

〔デイサービスセンター〕

基本理念	○友人・知人に囲まれて、充実感・存在感が実感できる安らぎのある時間を提供する。 ○予防重視のプログラムで介護度の重度化を予防し、活力ある生活を長く送って頂く。 ○地域における公益的な活動に取り組む。
具体的活動	・集団や個別のレクリエーション等機能訓練の充実。 ・居心地の良い空間を提供し、安心して穏やかに過ごしていただけるような環境つくりに取り組む。 ・楽しみながら取り組める機能訓練を提供し、ADL・QOLの向上を図る。 ・「介護情報サービスの公表制度」「各種加算」に対応した業務改善に取り組む。 ・地域の老人会等に出向いて予防を重視した体操やレクリエーションを実施する。

〔グループホーム〕

基本理念	○隣人との調和の中で、尊厳や権利を損なわず自主･自立のある豊かな暮らしを提供する。 ○より地域に理解され、お互いが協力し合える関係をつくる。 ○地域における公益的な活動に取り組む。
具体的活動	・入居者個々の特性に合わせた介護計画や細やかなケアを実現するために、職員個々に合わせた研修機会の確保、また、これまで蓄積した経験を整理しながら業務向上を目指す。 ・広報・地域交流などを通じて情報を発信し、グループホームをより理解して頂く。 ・グループホーム運営推進会議を活用し、家族･地域･行政との情報交換を積極的に推進する。 ・認知症カフェ（こころ茶屋）を定期的に開催する。

〔居宅介護支援事業〕

基本理念	○地域に根ざした、個人の生活を尊重し、自立支援を目的とした支援計画を作る。 ○地域における公益的な活動に取り組む。
具体的活動	・特定事業所加算を算定し、専門的な視点に立ったケアマネジメントを実践する。 ・社会的に取り残される恐れの方の支援を積極的に行う。 ・独自の健康教室を地域に出向いて開催する。

・重点目標

１．安定した収入の実現

デイサービス・居宅介護支援事業における安定した収入を実現するため、加算算定の検討、地域情勢の分析、職域に応じた職員同士の協働をさらに充実させていく。

２．人材育成への取り組み

職員個々に合わせた研修や資格取得支援を行い、将来に繋がる人材の育成を実現する。

３．組織体制の確立

職域、職責における役割を明確にし、施設運営において柔軟に対応できる体制を目指す。

２．施設運営

（１）行事予定

	デイサービスセンター	グループホーム	居宅介護支援センター
４月	お花見行事	チューリップ鑑賞会	・介護予防ケアマネジメント（総合事業） ・介護予防支援プラン作成 ・介護プラン作成 ・認定調査 ・地域公益活動
５月	お楽しみ会	三条まつり（大名行列見学） さつま芋植え	
６月	お楽しみ会	お花見（バラ見学）	
７月	お楽しみ会（七夕飾り）	夏祭り（縁日）	
８月	お楽しみ会（夏まつり）	納涼祭（畑での収穫野菜を味わう）	
９月	敬老会行事	敬老会行事	
１０月	秋の外出行事	大崎スポーツフェスティバル チューリップ球根植え（園児合同行	
１１月	お楽しみ会	紅葉見学 玉ねぎ植え（園児合同行事）	
１２月	お楽しみ会（クリスマス）	クリスマス会	
１月	お楽しみ会（新年会）	新年会（新年をみんなで祝う）	
２月	お楽しみ会（節　分）	節分行事	
３月	お楽しみ会（ひな祭り）	お楽しみ会（ひな祭り）	

（２）職員の処遇

① 職員構成

施設長（介護支援専門員兼務）	１　名
事務員（本部より出向1名）	２　名
居宅	
管理者	１　名
介護支援専門員	２　名
デイサービス	
管理者（相談員兼務）	１　名
相談員（介護員兼務）	２　名
看護師（パート２名含む）	３　名
介護士	３　名
介護士（パート）	３　名
運転士（パート・シルバー人材含む）	３　名
調理員（パート1名含む）	２　名
グループホーム	
管理者	１　名
計画作成担当者	１　名
介護士	５　名
合　　計（実人数）	２９名

② 職員会議

・リーダー会議　　月 １回
・デイサービス部署会議　　月 １回
・グループホーム部署会議　　月 １回
・全体会議　　3ヶ月 １回程度
・法人定例会議　　月 １回
・高齢者虐待防止委員会　　3ヶ月 １回
・ＢＣＰ委員会　　適宜
・生産性向上委員会　　適宜

③ 研修計画

・キャリアパス ステップアップ研修　　随時
　　管理者が職員の意向や職責に合わせて計画

④ 福利厚生

・健康診断（夜勤者は年２回）　　年 １回
・検便（調理関係者）　　月 １回
・予防接種（インフルエンザ）
・職員互助会
・資格取得支援

⑤ 退職金

・退職手当は福祉医療機構又は中小企業退職金共済に加入

３．施設整備・修理等

令和７年度	８年度以降の整備対象となる設備
・経年劣化による各種設備補修 ・蛍光管からLEDへの移行	・危険物地下タンク ・電気設備（高圧ケーブル、高圧気中開閉器）